

## 「独占禁止法審査手続に関する論点整理」に係る意見・情報の募集について

平成26年6月12日  
内閣府大臣官房  
独占禁止法審査手続検討室

独占禁止法審査手続についての懇談会は、平成25年12月に成立した独占禁止法改正法附則において、「政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行う」とされたことを受けて開催され、平成26年2月以降検討を行ってきております。

このたび、これまでの懇談会でのヒアリング結果を踏まえた「独占禁止法審査手続に関する論点整理」（文責・内閣府大臣官房独占禁止法審査手続検討室）を公表し、下記のとおり、広く国民の皆様から意見・情報を募集することといたしました。

今回の意見募集は、示された論点に対する意見や今後の検討に際して参考となる情報等を広く求めることを目的として実施するものです。

なお、この「論点整理」は、今後懇談会として検討すべき事項を取りまとめたものであり、議論を取りまとめていく上での一定の方向性を示すものではありません。

今後、独占禁止法審査手続についての懇談会においては、お寄せいただいた御意見等を踏まえつつ引き続き検討を行い、年内を目途に検討結果を取りまとめるべく鋭意作業を進めることとしております。

### 記

#### 1. 意見募集対象

「独占禁止法審査手続に関する論点整理」（本文）

#### 2. 意見募集期間

平成26年6月12日（木）から平成26年7月11日（金）まで（締切日必着）

#### 3. 意見提出方法

次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

##### （1）インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

下記 URL より送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/antitrust/opinion-0001.html>

※ 文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

##### （2）郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎第3号館  
内閣府大臣官房独占禁止法審査手続検討室 宛

(3) FAX の場合

以下の FAX 番号に送信してください。

03-3218-3715

内閣府大臣官房独占禁止法審査手続検討室 宛

4. 記入事項

郵送又は FAX によりお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。インターネットによる場合は、意見募集フォームに沿って御記入ください。

- (1) タイトル：「独占禁止法審査手続に関する論点整理」について
- (2) 提出者名（個人の場合は氏名、法人又は団体の場合は名称並びに代表者及び担当者の氏名）
- (3) 所属団体名又は会社名（個人の場合。なお、記入は任意です。）
- (4) 住所又は所在地
- (5) 連絡先（電話番号、FAX 番号又は電子メールアドレス）
- (6) 意見・情報

※ 提出される意見・情報の様式は自由です。ただし、「論点整理」中の項目や「意見」又は「考慮事項」に関連する場合には、当該項目等を明示してください。

5. 留意事項

- (1) お寄せいただいた御意見・情報、並びに提出時に明記していただいた提出者名及び所属団体名又は会社名につきましては、懇談会の資料等として公表させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

提出者名及び所属団体名又は会社名を非公表とすることを希望される方におかれましては、その旨明記してください。

- (2) 住所や電話番号等の個人情報については、適正な管理を行うとともに、その使用は御意見の内容確認等に限り、他の用途には使用しません。
- (3) お寄せいただいた御意見等に対し、個別の回答を行うことはありません。
- (4) これまでの独占禁止法審査手続についての懇談会における議論の様様については、当懇談会ウェブサイト（下記 URL）を御覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisai\\_jokyo/list.html](http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/kaisai_jokyo/list.html)

以上

【本件問合せ先】  
内閣府大臣官房  
独占禁止法審査手続検討室  
電話：03-6268-7685（直通）